

地方分権改革 提案募集方式

取組・成果事例集 Vol.3



令和4年2月

 内閣府地方分権改革推進室

はじめに

平成7年の地方分権推進法の成立以来、国が主導する形で、国と地方の役割分担の見直しを中心に地方分権改革を着実に進めてきましたが、平成26年からはこれまでの国主導の改革方式を転換し、“地方公共団体の発意”に基づき改革を推進する「地方分権改革に関する提案募集方式」を導入しました。

この方式は、国の制度について、「地域の実情に合わなくなった」、「新たな取組を行う上での支障となっている」など、地域で顕在化している様々な課題を解決するため、地方から提案をいただき、これを地方分権改革有識者会議と内閣府地方分権改革推進室が一体となって、制度を所管する関係府省と調整し、その実現を目指すものです。

「提案募集方式」の導入から8年がたち、これまでの提案募集において、様々な分野に関して、実に3,000件以上の提案が寄せられ、特に近年では、約9割が何らかの形で実現しています。地域の実情に合わない既存の制度が見直され、各地方公共団体が地域にふさわしい住民サービスの向上に取り組むことで、地域住民の暮らしにゆとりと豊かさが生まれる、また、地方公共団体の無駄な仕事が減り、より重要な仕事に専念できるようになるといった具体的な成果が現れてきています。

この「地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集」は、提案募集方式による制度・運用の見直し内容はもとより、それを活用した各地方公共団体の取組や成果に着目して、25事例を取り上げています。そのうち13事例は、提案の実現により、各地方公共団体が地域の実需に応じた行政に取り組んだ結果、住民サービスにつながった、あるいは、つながると期待される成果であり、データや住民等の声とともに取りまとめました。12事例は、最近の令和元年、2年に実現した提案の中で、今後、改善された制度を地方で活用していただくことにより、住民サービスの向上が期待されるものです。

地方分権改革・提案募集方式は、地域の自主的・自立的な「問題解決・課題解決」の力を高める役割もあります。この事例集もご活用いただきながら、様々な課題に直面する地方の現場からの提案をひとつでも多くの制度改革につなげることで、それぞれの地域においてより良い住民サービスが実現するよう、私たちと一緒に取り組んでいきましょう。

令和4年2月 内閣府地方分権改革推進室 室長

寺崎 秀俊



はじめに 01
目次 02
有識者による解説：分権提案の種子はどこにあるのか ～青い鳥を探して～ 04

提案募集方式を活用した解決事例 05

01 診療所の病床設置を指定都市で手続可能とすることで、手続の利便性の向上と適切な医療提供に寄与 06
02 常勤でない医師も診療所の管理者と認められる旨の明確化により、医療提供体制の充実に寄与 08
03 介護認定に係る調査主体の資格要件の見直しにより、効率的な介護認定に寄与 12
04 中核市における指定障害福祉事業者に関する事務の一体的な管理により、事業者の利便性が向上 16
05 生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とすることにより、収納の利便性が向上 18
06 放課後児童クラブ職員に関する基準を地域の実情に沿ったものにするにより、柔軟なクラブ運営の実現に寄与 22
07 ファミリー・サポート・センター事業での子どもの預かり場所及び登録人数の要件緩和により、地域の子育て支援環境の充実に寄与 26
08 森林所有者の氏名その他の固定資産税情報の内部利用を可能とすることにより、森林法及び森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施に寄与 30
09 選挙における投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和により、円滑な選挙管理事務の執行に寄与 32
10 公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任により、事務負担を軽減 36
11 立入検査等に係る身分証明書の統合を可能にすることにより、スムーズな検査を実現 38

医療・福祉の充実

育児・次世代支援

働き方・事務の改善

12 災害援護資金の貸付制度の見直しにより、被災者の生活再建を促進 40
13 食品の特別用途表示の許可申請における都道府県経由事務の廃止により、利便性を向上、事務負担を軽減 44

これから活用が期待される制度改善 47

01 路面電車や地下鉄等に係る認可等を指定都市が行うことで、行政事務の効率化及び事業者の利便性向上に寄与 48
02 国民健康保険における高額療養費申請手続を簡素化することを可能にし、住民サービスを向上 49
03 小規模多機能型居宅介護の定員に関する「従うべき基準」を「標準」とすることにより、必要な介護サービスの提供を可能に 50
04 郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務の範囲を拡大することにより、住民の利便性を向上 51
05 地縁による団体(自治会・町内会等)について、市町村による認可(法人格の付与)要件を緩和することにより、幅広い活動を促進 52
06 豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とすることにより、確実かつ継続的なワクチン接種の体制整備に寄与 53
07 経営する農地面積にかかわらず、国有農地の売払い等を可能とすることにより、都道府県の管理業務の負担を軽減 54
08 病児保育施設の整備に係る補助について、地域の実情に応じた交付を可能とすることで、子育てしやすい社会の実現に貢献 55
09 社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の施設の不動産貸与に係る要件を緩和することにより、放課後児童クラブの整備・拡充を促進 56
10 災害に係る混構造住家の被害認定基準の明確化により、罹災証明書交付の迅速化に寄与 57
11 へき地の医療機関へ看護師等の派遣を可能とすることにより、へき地の医療提供体制の充実に寄与 58
12 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れ通知により、更新手続の円滑化を実現 59

地方分権改革における、地方の課題解決の第一歩 提案募集方式について 60
提案募集方式の主なプロセス 62
地方分権改革をもっとよく知りたい! 地方分権を支える各種情報 64

地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集 Vol.1,2
～提案募集方式により地域の課題を解決したベストプラクティスを取りまとめた事例集～ 64
地方分権改革・提案募集方式ハンドブック ～地方の声を形に変える、地方分権改革・提案募集方式のススメ～ 65
提案募集方式データベース ～地方の提案のデータベース化により、知りたい情報がすぐわかる～ 65
地方分権改革・提案募集方式に関する学習動画 66
地方分権改革e-ラーニング講座 66
政府インターネットテレビ 67
地方分権改革・提案募集方式の成果事例動画 67

分権提案の種子はどこにあるのか ～青い鳥を探して～



西南学院大学法学部教授
地方分権改革有識者会議議員
提案募集検討専門部会構成員
勢一 智子 氏

これを読んでいる貴方は、入庁何年目でしょうか。自治体職員として経験を重ねて、自治行政の専門性を身につけてきたことでしょうか。難解な法令を解釈し、所管省庁のガイドラインを読み解き、庁内マニュアルに沿って手続を進める…自治体職員の専門性の一つです。専門性の蓄積は知識のみではなく、職業気質も培います。専門性が磨かれれば、自治体職員としての職業感覚も鋭くなります。

入庁した頃、今の「専門性」に違和感を抱いたことはなかったでしょうか。専門性が「常識」となった職員感覚は、もしかすると住民感覚からは距離ができているかもしれません。住民の素朴な疑問に気付かない。これは、分野に関わらず、「専門性」のサガです。

他方、自治体職員の専門性からしか見えない部分もあります。住民の疑問や悩みに対して制度的に解決する糸口を導き出すことは、地域に暮らし、住民に寄り添うことができる自治体職員の「専門性」です。

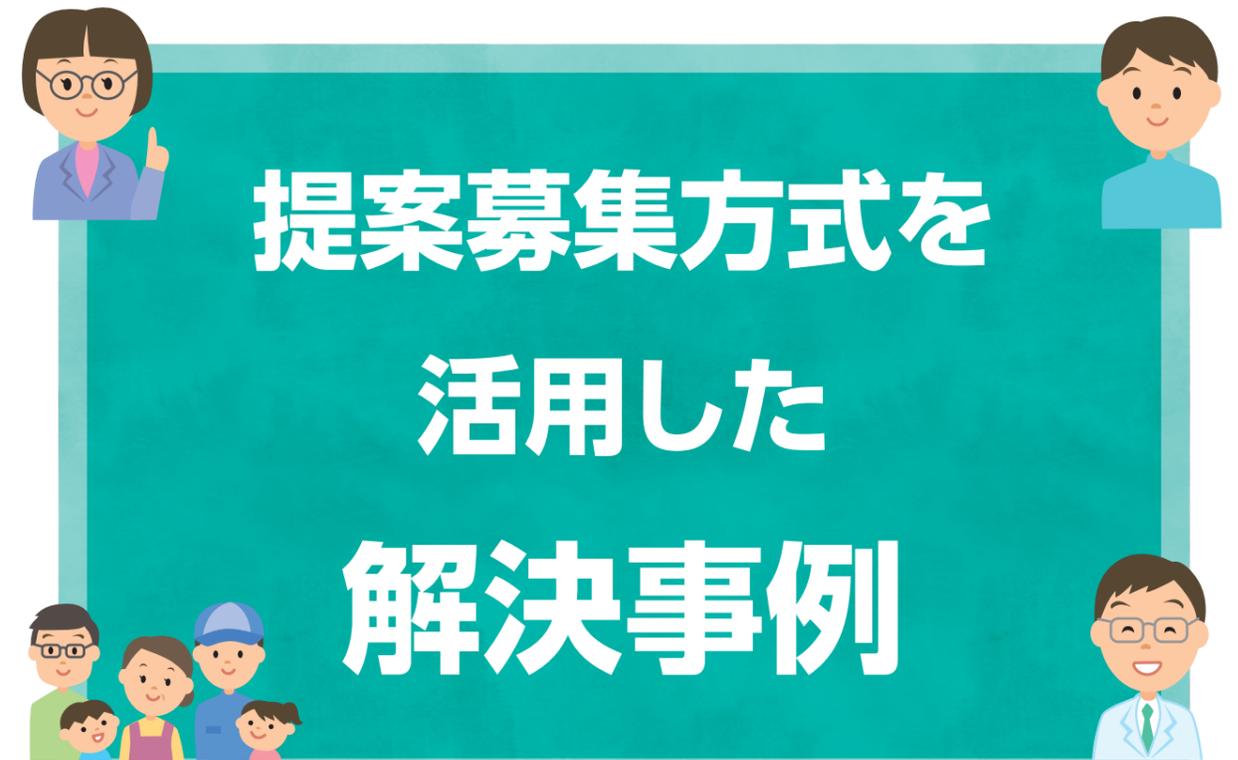
「常識」を疑うことから、変革は始まります。素朴な疑問から国の制度が変わるかもしれません。住民や地元事業者は法制度のどこに困っているのか、その困りごとを地域で共に考えることは、地方分権改革の芽を育む作業になります。自治体職員だけではなく、地域の多様な人々がそれぞれの「専門性」から一緒に分権提案を育てていく過程が大切で、それが制度変革の原動力になります。地域の悩みというエビデンスが法制度を変えるのです。

さらに、同じ悩みは他の地域にもある可能性が高いです。多くの自治体職員と情報共有することも有益です。分権提案では、年々共同提案が増加しています。多数の地域で支障が示されれば、制度改正への説得力が増します。

分権提案は、内閣府地方分権改革推進室にお寄せいただきますが、皆さまからの提案を最初に受け止めるのは、自治体から派遣されている調査員です。すなわち、地方行政現場の実情を理解する同志が、提案のブラッシュアップのために全面的にバックアップする体制がとられています。現在、分権室には31人の「応援団」が勤務しています(令和4年2月現在)。

そして、提案を投げかけて「国を変えた」貴方には、次のステップもあります。地方分権改革の旗手として、あるいは分権室の調査員となって次の貴方を支援していただきたい。地方分権は、未だ道半ば、各地域が夢描く未来を実現できる法制度体制の整備が必要です。

分権標準型社会に向けて共に歩みが進められるよう、提案募集検討専門部会構成員として私も努めたいと思います。



提案募集方式を 活用した 解決事例

医療・福祉の 充実	01	診療所の病床設置を指定都市で手続可能とすることで、手続の利便性の向上と適切な医療提供に寄与	06
	02	常勤でない医師も診療所の管理者と認められる旨の明確化により、医療提供体制の充実に寄与	08
	03	介護認定に係る調査主体の資格要件の見直しにより、効率的な介護認定に寄与	12
	04	中核市における指定障害福祉事業者に関する事務の一体的な管理により、事業者の利便性が向上	16
	05	生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とすることにより、収納の利便性が向上	18
育児・次世代 支援	06	放課後児童クラブ職員に関する基準を地域の実情に沿ったものにするこにより、柔軟なクラブ運営の実現に寄与	22
	07	ファミリー・サポート・センター事業での子どもの預かり場所及び登録人数の要件緩和により、地域の子育て支援環境の充実に寄与	26
働き方・ 事務の改善	08	森林所有者の氏名その他の固定資産税情報の内部利用を可能とすることにより、森林法及び森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施に寄与	30
	09	選挙における投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和により、円滑な選挙管理事務の執行に寄与	32
	10	公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任により、事務負担を軽減	36
地域生活の 利便性向上	11	立入検査等に係る身分証明書の統合を可能とすることにより、スムーズな検査を実現	38
	12	災害援護資金の貸付制度の見直しにより、被災者の生活再建を促進	40
	13	食品の特別用途表示の許可申請における都道府県経由事務の廃止により、利便性を向上、事務負担を軽減	44

診療所の病床設置を指定都市で手続可能とすることで、手続の利便性の向上と適切な医療提供に寄与

～診療所の病床設置に係る許可権限等の都道府県から指定都市への移譲～

地方への事務・権限の移譲

詳しくは提案募集方式データベース「27年」管理番号「96.134.306」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

指定都市における診療所の病床設置に係る許可権限等が都道府県から指定都市へ移譲されたことにより、診療所の手続窓口が指定都市に一本化され、有床診療所開設者の利便性の向上と適切な医療提供に寄与

(政令 地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第82号))



有床診療所の開設手続が迅速になるとともに、地域医療資源の状況把握等が容易に!



取組の概要

- 平成9年に診療所の開設許可権限は保健所設置市に移譲された。また、平成27年4月には、病院の開設(病床設置を含む。)許可権限が都道府県から指定都市に移譲された(第4次一括法施行)が、診療所の病床設置許可権限は、依然として都道府県にあった。
- このため、有床診療所の開設等申請者にとっては、開設許可は指定都市に、病床設置許可は都道府県にと2箇所に申請することになり、わかりづらく利便性も悪い状況であった。
- 提案の結果、地方自治法施行令が改正され、平成29年4月より診療所の病床設置に係る許可権限等が都道府県から指定都市へ移譲された。

取組の成果

- 有床診療所の開設にあたっての申請窓口が指定都市に一本化され、申請者の利便性が向上するとともに、事務手続の迅速化が図られた。
- また、病院及び診療所の事務権限が指定都市に一本化されたことにより、指定都市では地域医療資源の情報把握が容易になり、適切な医療提供に寄与することが期待される。

権限移譲により、診療所の開設許可と病床設置許可の申請が一括して市で手続できるようになりました!

関係者の声
神戸市健康局
保健所医務業務課
上森 学志 氏



権限移譲により、有床診療所の開設者が行う診療所の開設と病床設置に関する手続の相談・申請が市へ一元化され、利便性の向上が図られました。

また、診療所の移転や継承を行う場合や、同一法人の診療所間で病床を移動する場合などにおいても、同様に複数手続の同時申請が可能となりました。

市としても、事務処理を同時に行うことができるようになり、審査期間の短縮・事務処理の効率化に繋がっています。

高齢化が進展する中で、地域の医療資源である病院や診療所について、市が一元的に状況把握、監督指導を行うことができるようになりました。

神戸市内の病院・医科診療所数 (令和3年3月現在)

病院	医科診療所	
	有床	無床
108	52	1,599



制度改正後に病床設置の手続を行った診療所

常勤でない医師も診療所の管理者と認められる旨の明確化により、医療提供体制の充実に寄与

～へき地等における診療所の管理者の常勤に関する考え方の明確化～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」管理番号「37」で検索!

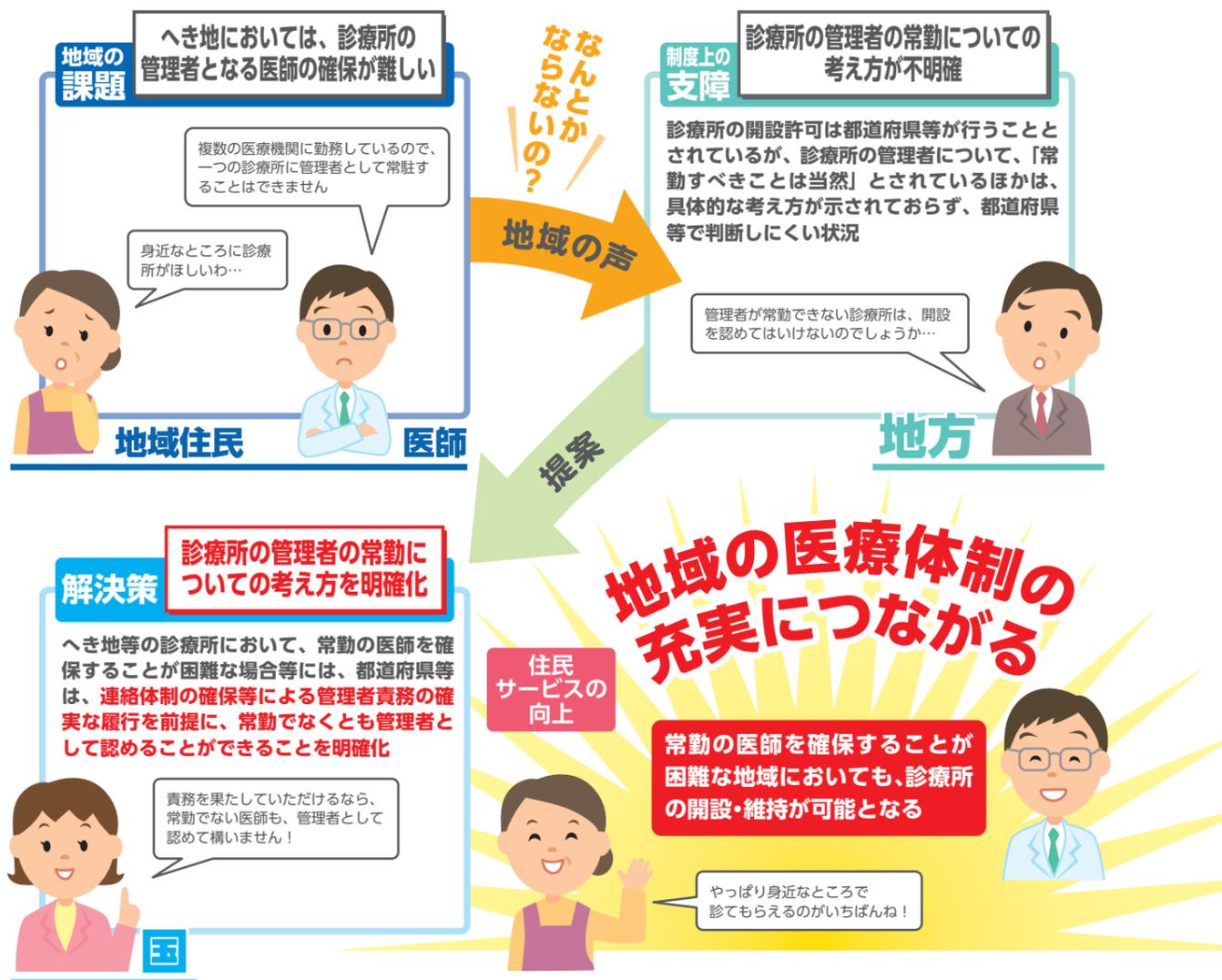
二次元コードからもアクセスできます



ポイント

医師が不足しているへき地等の診療所の管理者について、管理者責務の確実な履行を前提に、常勤でなくとも管理者として認めることができることが明確化され、当該地域の医療の確保に寄与

(通知 診療所の管理者の常勤について(令和元年9月19日 医政総発0919第3号、医政地発0919第1号))



都道府県等の判断権限の明確化により、へき地等の医療の確保に寄与



取組の概要

- 診療所の管理者は、「当該診療所における管理の法律上の責任者であり、原則として診療時間中当該診療所に常勤すべきことは当然」とされているほかは、具体的な考え方が示されていなかった。(管理者の常勤しない診療所の開設について 昭和29年10月19日 医収第403号)
- へき地や医師少数区域である過疎地域、離島等では、医師の高齢化や後継者不足により、常勤の管理者の確保が困難になりつつあり、診療所の存続について危機感を有していたが、上記の通知により、常勤でない医師を診療所の管理者として認めることができるかが不明確であった。
- このため、島根県は、診療所の管理者の常勤について、個別事例は都道府県等の判断によることの明確化を求める提案を提出。この提案には複数の地方公共団体の追加共同提案があり、同じ思いを有していた地域の存在を浮き彫りにした。
- 提案の結果、都道府県等は、医師が不足している地域で常勤の医師の確保が困難である場合等には、管理者責務の確実な履行を前提として、例外的に常勤でない医師も診療所の管理者として認めることができるの考え方を示した通知が、令和元年9月に厚生労働省から各都道府県宛に発出された。
- これにより、都道府県等は、地域の実情に応じて、常勤でない医師を診療所の管理者として認めることを明確に判断できるようになり、早急な地域医療の確保対策に着手することができるようになった。

取組の成果

- 島根県では、令和元年10月以降、常勤の管理者が不在となった複数の診療所において、他の病院に在籍する常勤でない医師を管理者として認め、診療所を存続させている。
- 少子高齢化、過疎化が進展する地域において文字通り生命線となる支障を解決できたことは、島根県と国のスピード感を重視した対応が生きた成果といえる。

島根県における事例をご紹介します

1. 国民健康保険五箇診療所(島根県隠岐の島町)
令和元年10月1日～令和3年3月31日までの期間、管理者の確保ができず、五箇診療所と同じ島内で20km程度の距離がある隠岐広域連立隠岐病院に在籍の医師が管理者となる。
2. 国民健康保険池田診療所(島根県大田市)
令和3年3月31日で管理者が退職し、後任の管理者の確保が困難であったことから大田市立病院の院長が管理者となる。

早くも県内で成果が出ています！ 提案してよかったです！

関係者の声

島根県健康福祉部
医療政策課
主任主事
安井 大輔 氏



当県は中山間地域や離島が多く、地域医療維持は最重要課題のひとつでした。一方で医師の人数には限りがあり、高齢化も進む中で、常勤できる医師の確保は困難になっていく事態が次々と現実化していきます。「診療所の管理者の常勤性の判断は都道府県ができる」ことを明確化しない限り、この課題にしっかり立ち向かうことができないと悩んでいたところに「地方の声で国の制度を変えられる、明確化できる」提案募集制度を知り、内閣府に相談したところ、当県の提案はその年のうちに実現することができました。その結果、早くも成果が出てきており、担当として大変満足しています。

大事なことは、地域のリアルな現状を我々地方公共団体が危機感をもって訴えることだと思います。

今後他の地域で生じる課題解決の 糸口になればと思います

関係者の声

隠岐広域連立立隠岐病院
島の医療育成センター長・
副診療部長・麻酔科部長
助永 親彦 氏



隠岐広域連立立隠岐病院所属の医師でありながら、1年間国民健康保険五箇診療所の管理者を務めていました。離島へき地における常勤医確保は非常に厳しい状況であり、従来の解釈では診療所の開設継続自体が危ぶまれていました。これは一診療所の存続の問題だけではなく、地域包括ケアシステムに大きく関わる重要な課題でした。

今回医療圏の中核病院の医師が診療所を管理することで病診連携が強化されるなどのメリットも実感できました。今後様々な地域で生じてくるであろう離島へき地における診療所管理者問題の解決の糸口にしていただければありがたいです。



五箇診療所



診療風景

通い慣れた診療所を維持して住民の皆さんに 安心して暮らして頂きたい

関係者の声

大田市立病院
院長
西尾 祐二 氏



令和3年3月末に、大田市内三瓶地域にある国民健康保険池田診療所の管理者が退職されるにあたり、後任確保が困難であったため、私が引き受けることに致しました。過疎地域での診療所の消滅は、住民の健康管理の劣化に直結し、生活の質の低下や過疎化の加速にも繋がります。通い慣れた診療所を維持することで、住民の皆さんが、これからも安心して暮らして頂けるよう、微力ながら頑張っています。



池田診療所



診療風景

身近な診療所は生活の基盤、 市立病院との連携もうれしい

関係者の声

池田診療所を利用
されている方々の
声



- ・身近に診療所があつてとても助かっている。
- ・若い先生方でとてもエネルギーを感じる。家族の事もよく分かってもらえてありがたい。
- ・まちが存続するための基盤として病院が重要な要素だと強く感じる。
- ・市立病院と繋がっていて病気によっては直ぐに市立病院へ治療の橋渡しをしてもらえる。
- ・市立病院で治療を受けた時のデータを見ることができると診療所でも治療が継続できて助かる。

介護認定に係る調査主体の資格要件の見直しにより、効率的な介護認定に寄与

～介護認定に係る調査を委託する際の職員の資格要件の見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「30年」管理番号「49,319」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

指定市町村事務受託法人が介護認定に係る調査を行う場合、介護支援専門員のほか、専門的知識を有する者に調査を行わせることが可能となり、効率的な介護認定に寄与

(省令 老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号))



介護認定に係る人材確保、効率的な介護認定のため提案



取組の概要

- 所沢市における介護認定調査員は、社会福祉士等の資格と埼玉県及び同市で実施している調査員研修受講により、介護支援専門員の資格がなくても介護認定調査業務を実施可能としていた。
- しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法上、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあり、埼玉県に確認したところ、これに該当する省令が無いため、介護支援専門員でないと調査はできない状況と判明した。
- 介護支援専門員は、ケアプラン作成を本業とされる方が多く、指定市町村事務受託法人が調査業務で、介護支援専門員の募集をかけても応募が少なく、人材確保が困難となっていた。

介護認定に係る調査事務の委託

市区町村は介護認定に係る調査事務の一部を、当該調査事務を適正に実施できると都道府県知事に認められた指定市町村事務受託法人に委託することができる。

指定市町村事務受託法人

介護保険法第24条の2第1項に基づき、保険者(市区町村)から委託を受けて保険者事務(要介護認定調査事務や照会等の事務)の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人。

- 所沢市では、平成30年4月から新規申請調査も合わせて月540件の調査を委託する予定だったが、指定市町村事務受託法人が介護支援専門員の資格のある調査員を確保できないことにより、100件前後は同市の調査員が予定以上の調査を行わなければならない負担がかかっている状況だった。
- このため、介護認定の申請から調査実施までに時間がかかり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならないところ、40日以上もかかることもあり、認定業務全体に遅れが生じていた。
- 提案の結果、令和2年4月1日をもって、厚生労働省令が改正され、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合の調査員の資格要件が緩和されることにより、介護支援専門員のほか、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に調査を行わせることが可能となった。

取組の成果

- これにより、指定市町村事務受託法人における介護認定調査員の人材確保の促進、調査に要する時間の短縮、処理できる調査件数の増加、もって、効率的な介護認定の促進に寄与することが期待される。

提案の実現により、介護認定の調査業務がスムーズになりました

関係者の声

所沢市 介護保険課 担当者

介護認定の訪問調査業務は、法律に定められた期間内に認定結果を出す必要がありますが、年々、認定調査件数が増加する一方、認定調査を行う市職員の増員は困難であり、介護認定の調査業務を円滑に進めるためには、認定調査の更なる外部委託は不可欠でした。

提案の実現により、外部委託の促進が進み、市の介護認定の調査業務がスムーズになりました。



那覇市(沖縄県)

本市を退職後、引き続き調査業務の継続を希望する方の就職先の受け皿が広がりました!

関係者の声
那覇市
チャージがんじゅう課
介護認定担当者



提案は、指定市町村事務受託法人から、必要とされる資格要件について、市と同等にしてもらいたいとの要望がきっかけでした。

本市の調査員業務を経験した職員で介護支援専門員の資格を有しない者が、本市を退職後、引き続き調査業務の継続を希望する際の就職先の受け皿が広がりました!

(指定市町村事務受託法人)
特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ(那覇市)

資格要件が拡大され、人材確保への幅が広がりました

関係者の声
本制度を活用した
指定市町村事務受託法人
[NPO法人介護と福祉の調査機関おきなわ]認定調査担当者



提案の実現により、介護支援専門員の継続研修を受講していない専門資格を有する調査員を継続雇用することができることで、更新研修受講のため調査ができない時間も減り、円滑な認定調査が行えるようになりました。制度改正によって資格要件が拡大され、人材確保への幅が広がりました。

(指定市町村事務受託法人)
社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会(所沢市)

人材の確保、ひいては雇用安定の効果も得られています

関係者の声

本制度を活用した
指定市町村事務受託法人
「社会福祉法人
所沢市社会福祉協議会」 担当者



規制緩和により、社会福祉士等の福祉資格や看護師等の医療的資格を持つ方など、介護支援専門員以外の資格でも認定調査ができるようになったため、人材の確保に期待しています。以前は、限定されていたので、調査員の確保に苦慮していました。

本会は平成30年4月より指定市町村事務受託法人として認定調査業務の委託を受けています。

制度改正により、介護支援専門員の資格を更新せず引き続き調査業務に携わっている調査員が6名おり、調査件数の増加や雇用安定の効果を得られ、円滑な認定調査が行えるようになりました。

(指定市町村事務受託法人)
社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会(所沢市)

介護支援専門員の資格を更新しなくても、認定調査の仕事が続けられます

関係者の声

本制度改正後、
指定市町村事務受託法人で認定調査を行われている担当者



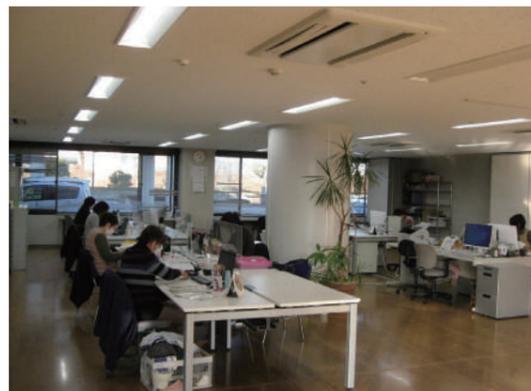
長年介護認定調査員として、要介護認定の調査に従事してまいりました。

要介護認定の調査は、認定調査対象者の要介護度の決定に大きく影響するため、非常に重要な仕事と考えております。

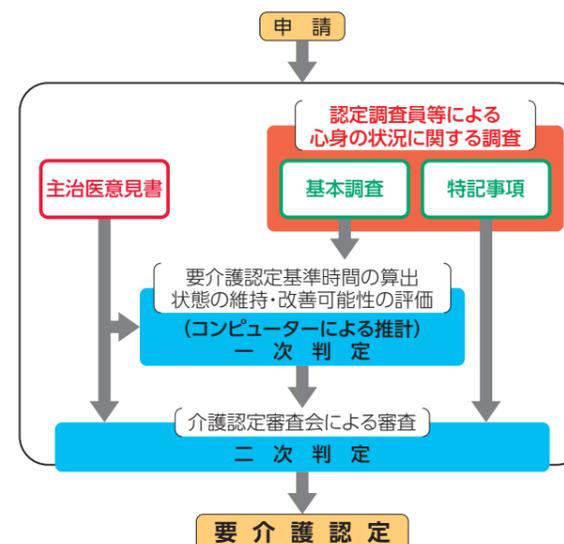
介護支援専門員資格を更新せずに調査員を続けられるようになり、介護の現場での経験とともに、介護福祉士や栄養士としての経験を活かし、認定調査を行う際は、ご本人やご家族の方の負担を考慮しつつ、できるだけ速やかに正確な認定調査ができるよう努力しております。



所沢市社会福祉協議会介護保険認定調査事務所



要介護認定の流れと介護認定(訪問調査)の様子



介護認定(訪問調査)の様子

中核市における指定障害福祉事業者に関する事務の一体的な管理により、事業者の利便性が向上

～指定障害福祉事業者に対する業務管理権限の中核市への移譲～

地方に対する権限移譲

詳しくは提案募集方式データベース「27年」管理番号「189」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

全ての事業所が同一中核市内にある指定障害福祉事業者からの業務管理体制に係る届出の受理等の事務権限を県から中核市に移譲することにより事業者の利便性が向上するとともに、中核市における効率的な事務遂行に寄与

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)



事業者・自治体双方の事務の効率化を通じて障害福祉サービスの向上に寄与

取組の概要

- 指定障害福祉事業者の指定権限については、都道府県から中核市に既に移譲済みだったが、全ての事業所が同一中核市内にある事業者の業務管理体制に係る届出の受理等の権限については、中核市に移譲されず、都道府県が事務権限を持っていた。
- これにより事業者は、指定に係る申請は中核市に、業務管理体制に係る届出等は都道府県へ提出しなければならず、申請や届出先が複数あることで混乱していた。
- 中核市である宇都宮市は業務管理体制に係る届出の受理等の事務処理能力があるにも関わらず、その事務権限が移譲されなかった為、一体的な事務処理が行えずに非効率的な事務処理となっていた。
- そこで、すべての事業所が同一市内にある事業者の業務管理体制等に係る届出の受理等の事務権限を、都道府県から中核市に移譲することを提案。事業者にとっては手続きがわかりやすくなり、中核市にとっては一体的な事務処理が可能となるなど、双方にとってメリットのある内容であった。

取組の成果

- 提案の実現により、すべての事業所が同一市内にある事業者の業務管理体制に係る届出の受理・検査・勧告等の権限が中核市に移譲されることにより、事務の効率化を通して障害福祉サービスの向上につながった。

事業者から、分かりやすくなったと喜ばれています

関係者の声

宇都宮市
保健福祉総務課
係長 関谷 茂樹 氏
主事 長瀬 愛実 氏



提案をした平成27年度当時、指定障害福祉事業者の指定権限については、栃木県から宇都宮市に移譲されていましたが、業務管理体制に係る届出の受理等の事務権限は、まだ移譲されていませんでした。このため、市内のみで事業所を運営している事業者にとっては、宇都宮市に指定の申請をして認可を受けているものの、業務管理体制に係る届出は栃木県に提出することになるなど、分かりにくいものとなっていました。この提案によって、業務管理体制に係る届出の受理等も宇都宮市でできるようになったので、本市内のみで活躍している地域の指定障害福祉事業者に関する事務については、本市で一体的に取り扱うことができるようになり、事業者にとっては事務手続きがより分かりやすくなることで、提出もれの防止などにつながりました。また、不祥事等が起きた場合においては、ひとつの自治体で対応できるため、速やかな対応が期待できます。

生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とすることにより、収納の利便性が向上

～生活保護費返還金等の収納事務の私人委託を可能に～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」管理番号「5」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

生活保護費返還金等の返還方法について、コンビニ納付を可能とすることにより、債務者の返済に係る利便性が向上するとともに、地方公共団体の効率的かつ効果的な収納を実現し、収納率の向上に寄与

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)による生活保護法の一部改正)



債務者の返済利便性向上と市の収納改善を同時に実現

取組の概要

- 生活保護費返還金等については、滞納繰越額が過大になり、収納率の低さが地方公共団体の大きな課題となっていた。一方で、納付手段が「一部金融機関での納付書払い」、「福祉事務所等での窓口払い」、「現金書留」等に限定されていたことは、債務者にとって利便性が低く、納付が困難となる、または遅滞する原因となっていた。

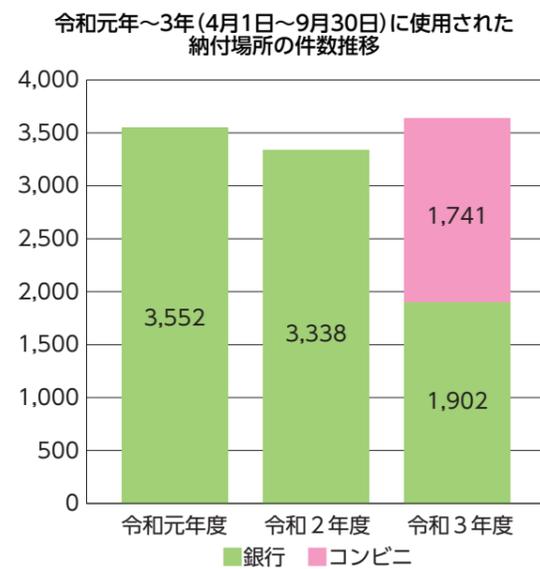
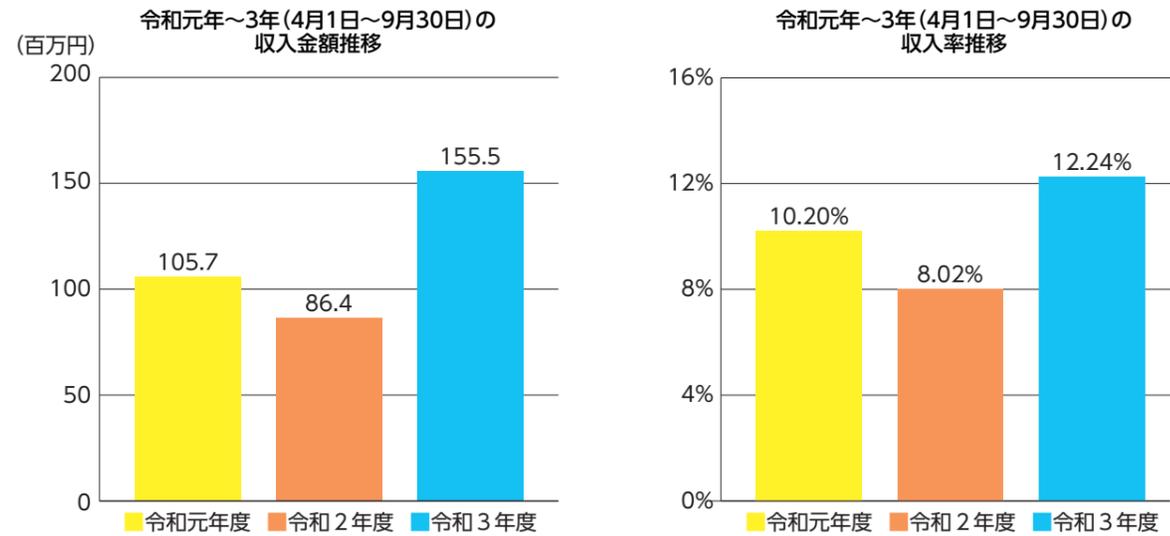
従来の生活保護費返還金等の納付手段	
一部金融機関での納付	・遠出が困難である場合や、日中は就労している場合に不向き ・交通費がかかる場合がある ・手数料は不要
福祉事務所等での納付	
現金書留	・手数料が必要 ・日中は就労している場合に不向き
提案により実現した生活保護費返還金等の納付手段	
コンビニ納付	・生活圏に複数存在 ・時間にとらわれない

- 納付困難な理由が多く、収納の折衝が不調に終わるケースが報告される一方、コンビニ納付の要望が多数寄せられていると現場から声が挙がった。
- これを受け、船橋市はコンビニ納付の検討を行ったが、その導入には法令改正が必要であることが判明。課題を解消するため、同市は内閣府に事前相談。
- 船橋市と内閣府でさらに検証等を行った結果、令和元年5月に同市から、生活保護法の改正によりコンビニ納付を可能とする提案を提出。
- 提案の結果、生活保護法の一部改正が行われ、生活保護費返還金等のコンビニ納付が可能となった(令和2年10月1日施行)。

取組の成果

- 船橋市においては令和3年4月1日より収納代行業者と契約を締結し収納の私人委託を行い、コンビニ納付を開始。
- これにより、従来では納付困難だった債務者からの納付も見られ、債務者にとっての利便性は大きく向上している。
- 令和3年4月1日から9月30日の納付は前年度同期比で収納金額が約5千万円、収納率が約2%上昇。令和3年度納付書により収納した9月末までの総件数3,643件のうち47.8%にあたる1,741件がコンビニ等で納付されている。
- コンビニ等の納付は増加傾向にあり、令和3年9月納付の66%がコンビニ納付である。
- 住民の利便性向上を求める声に真摯に耳を傾け、その実現に走った船橋市の取組と成果は提案募集制度の理想形のひとつである。

返還しやすい環境の実現は、実績として如実に表れている



変えなかったら何も始まらないとの思いから提案しました!

関係者の声

船橋市福祉サービス部生活支援課(前職)主任主事 細井 亮平 氏



行政職員として低い収納率という支障をなんとか改善したい職務意識と、住民にとって使い勝手がよくない従来の制度は改めるべきではないかという思いがありました。

現場で聞くのは「誰もが気軽に行けるコンビニで納付できればいいのに」という声。住民の声は私の背中を強く押してくれました。法改正が必要とわかった時は、ハードルの高さを感じましたが、そのとき頭に浮かんだのは常日頃から市役所内で周知されていた提案募集制度です。内閣府に相談し、提案したことで思い描いた改善ができました。変えなかったら何も始まらない、その思いが実を結んだのはよかったです。

託されたバトンはしっかり握って走り続けます!

関係者の声

船橋市福祉サービス部生活支援課 石橋 陽 氏



提案を担当した細井さんの後任として現職に就いています。船橋市が上げた声が国の制度を変えた結果、住民の皆様の利便性が向上している右肩上がりの状況を実感しています。日々の業務で、制度利用者の方とお話する機会があるのですが、「便利になってよかったよ」と声をかけられたり、収納の折衝がスムーズにいくことが多くなったように思います。私自身、これからの業務の中で支障を感じたら、大小に関わらず、提案に結び付くよう動きたいと考えています。託されたバトンはズシリと重いですが、しっかり握って走り続けます。

本取組は令和元年度の地方分権改革推進MVPに選出



緻密なデータ分析による提案が高い評価を受けた

放課後児童クラブ職員に関する基準を地域の実情に沿ったものにするにより、柔軟なクラブ運営の実現に寄与

～放課後児童クラブ職員に係る「従うべき基準」の見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「161」で検索!

二次元コードからもアクセスできます

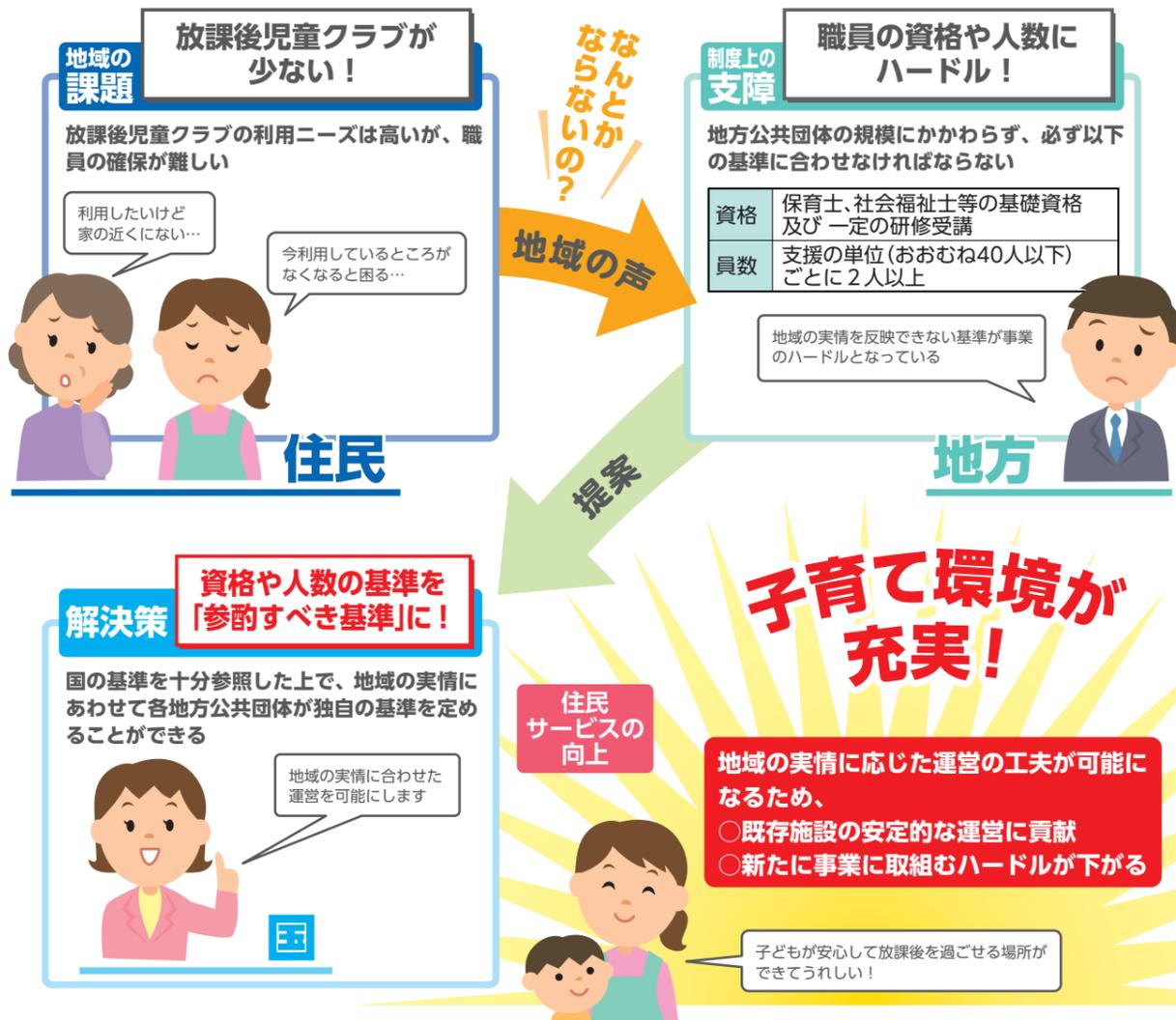


ポイント

放課後児童クラブの職員に関する基準が従うべき基準から参酌化されたことにより、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることが可能となり、柔軟なクラブ運営の実現に寄与

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)による児童福祉法の一部改正)

(省令 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第61号))



放課後児童クラブの運営が柔軟になることで、子育ての受け皿の整備が推進



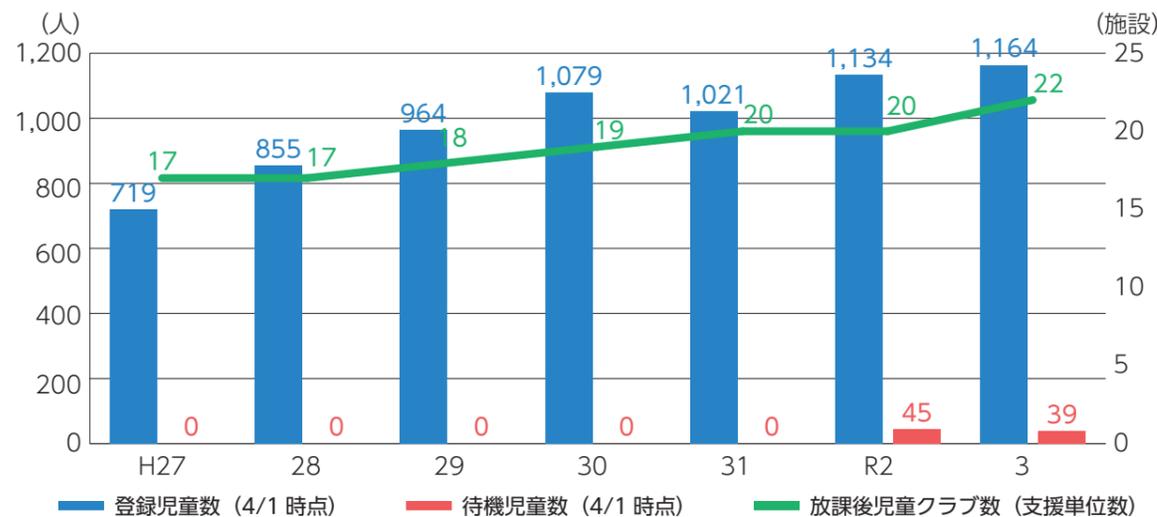
取組の概要

- 放課後児童クラブ数は増加している一方、待機児童も生じているなどニーズの高まりが生じているところであり、子育てと仕事の両立ができる社会の実現のためにも、放課後児童クラブでの子育ての受け皿整備・維持は重要な課題である。
- 放課後児童クラブの職員の配置について、概ね40人以下を1単位として放課後児童支援員2名以上を配置しなければならないとされており、資格を有した職員の確保が困難であったり、利用児童が数人の場合も2名配置しなければならないなど、クラブの運営に支障や負担が生じる状況であった。
- また職員の資格についても、保育士等の基礎資格の保有及び一定の研修を受講している必要があるとされており、放課後児童クラブで長年就労し経験豊富な人材であっても基礎資格がないため放課後児童支援員としての就労ができない場合や、人員不足により研修受講中の職員欠員が補えないといった課題が生じていた。
- そのため、放課後児童クラブでのサービスの質は確保したうえで、地域の実情に応じて市町村が職員体制や資格について定めることができるよう、「従うべき基準」とされている職員に係る基準を見直すよう提案した。

取組の成果

- 提案の結果、児童福祉法の一部改正が行われ、放課後児童クラブの職員(放課後児童支援員)の資格と員数に係る基準について「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へと参酌化が実現した。
- これにより、市町村が国の基準を十分参酌したうえで地域の実情に合わせて必要な人員体制を定めることや、市町村が適当と認めた方を放課後児童支援員とすることが可能となり、地域の実情に応じたクラブ運営の工夫ができ、子育ての受け皿整備の推進が期待される。

延岡市における放課後児童クラブの状況



地域の状況を考慮した基準設定を行うことができました

関係者の声

延岡市こども家庭課
担当者



子育てと仕事の両立が可能な社会の実現が求められているなか、延岡市でも放課後児童クラブのニーズは高まっており、放課後児童クラブの受け皿について維持・拡大していくことは重要な取組の一つでした。

もとより市内の保育施設では、保育士の人材不足が続いており、運営する法人等にとっては、園・放課後児童クラブそれぞれでの人員確保が難しい状況があります。更に放課後児童クラブの職員においては、平日は午後、土曜日や長期休暇は1日の勤務となり、変則的なシフトになることから、人員確保が厳しい状態でした。そのため、今までは常時支援員を2名以上配置しなければならず、放課後児童クラブから人員確保の難しさを理由にたびたび相談を受けることがありました。

今回、提案実現により放課後児童クラブ職員の資格と員数に関する基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ見直されました。延岡市においては、緊急時に速やかに複数人で対応できる体制を取ったうえで、利用児童数が19人以下の時間帯について、放課後児童支援員の1人配置を認めるよう条例改正を行ったことにより、クラブとして柔軟な対応が可能となりました。



児童クラブを利用するお子さんたち

各市町村における放課後児童クラブ職員に関する基準について、参酌化に伴う条例の改正状況(令和2年9月末時点)

●放課後児童クラブを実施している自治体1,623か所のうち、575か所(約35%)において、放課後児童クラブの職員に関する基準を改正。

(具体的な改正内容)

- ・放課後児童支援員等の員数に関する改正：32か所
- ・放課後児童支援員の資格要件に関する改正：10か所
- ・認定資格研修修了要件の経過措置延長：560か所
- ・職員の専任規定に関する改正：3か所

全国での放課後児童クラブの実施状況(令和2年7月1日現在)

- 登録児童数 1,311,008人 (令和元年:1,299,307人)
 - 放課後児童クラブ数 26,625か所 (令和元年:25,881か所)
- ※登録児童数、クラブ数ともに過去最高を更新

施設・公物管理基準を条例委任する場合の基準に関する用語について

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる(「参照する行為」は行わなければならない)。

状況にあわせた職員配置ができて助かる!

関係者の声

ゆりかごWEC児童クラブ
職員



利用児童が19人以下の場合の放課後児童支援員1名配置については、特に平日より利用人数が少ない土曜日に行なっています。職員が土曜日に隔週で休みが取得できることで、平日に職員が休むことが少なくなるよう配置できるようになりました。平日は児童の送迎、多数の学校対応、習い事で迎えに来るバスの対応等、人手が必要で大変な状況だったので、クラブ運営において助かっています。

お子さんのいる職員でも働きやすい!

関係者の声

ひがしっこ児童クラブ
職員



19人以下の場合について、放課後児童支援員の1名配置が可能となったことで、平日午後5時から午後5時30分の間で退勤できるシフトが組めるようになり、小学生のお子さんのいる職員が勤務しやすくなりました。その影響で新しい職員の確保という面でも、よい効果をもたらしています。

ファミリー・サポート・センター事業での子どもの預かり場所及び登録人数の要件緩和により、地域の子育て支援環境の充実に寄与

～子どもの預かり場所及び登録人数要件の見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「31、89」で検索!

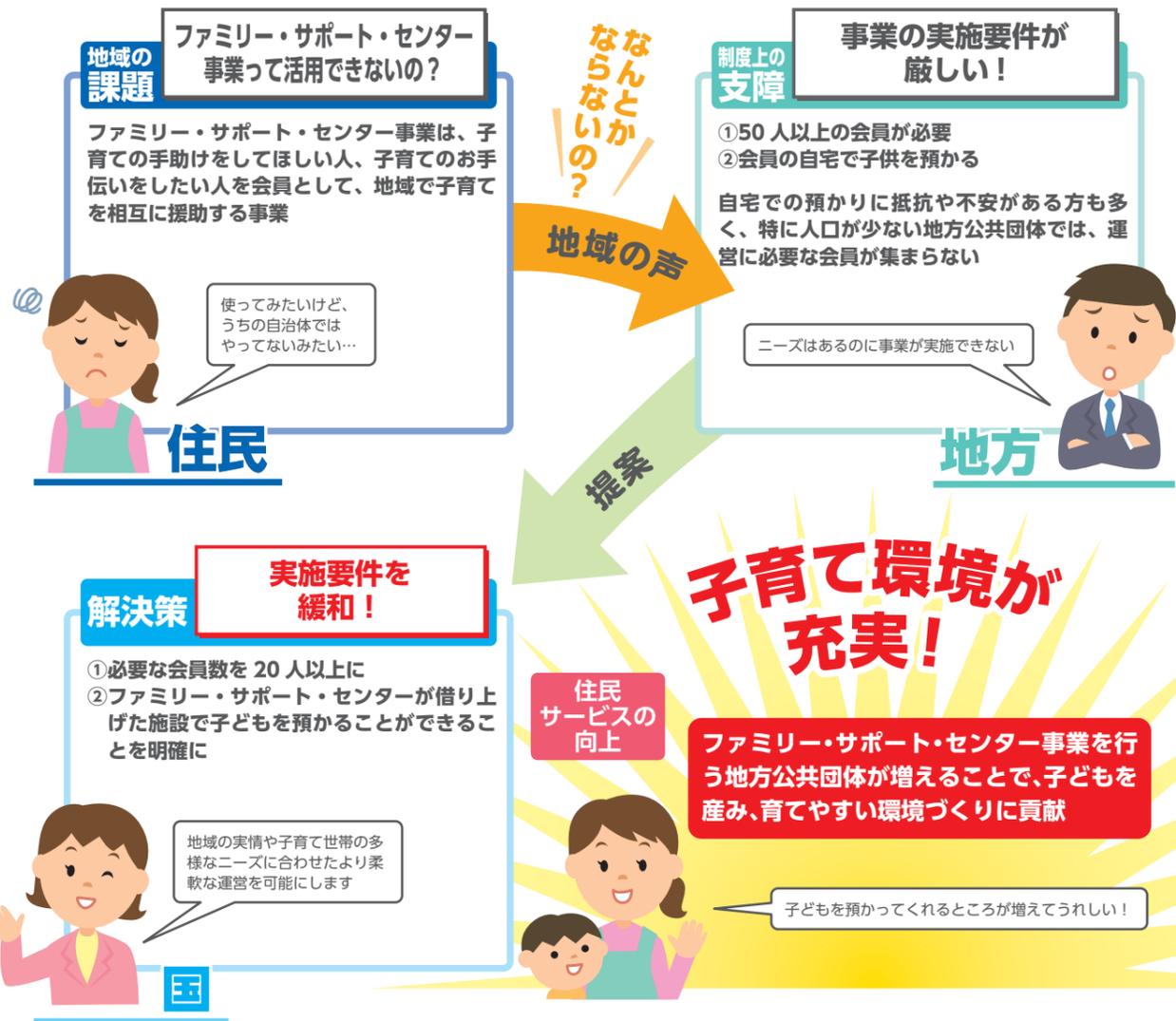
二次元コードからもアクセスできます



ポイント

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について、子どもの預かり場所を公的な場所やセンターが借り上げた施設での預かりも可能と明確化すること、及び、会員登録人数の要件緩和をすることにより、地域での利用・提供が行いやすくなり、子育て支援環境の充実に寄与

(通知「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」の一部改正について(平成30年5月23日付け子発0523第1号、平成31年3月29日付け子発0329第8号))



子育てへの地域における支え合いの輪が拡充



取組の概要

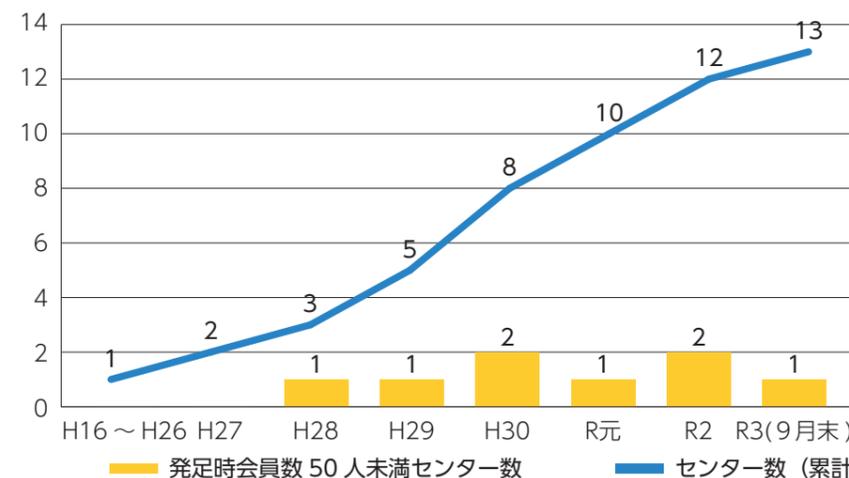
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業*)の実施要綱において、事業実施については50人以上の会員が必要とされており、人口規模の小さな自治体ではニーズはあっても会員が集まらず、事業の実施が困難な状況があった。
- また、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は事業の対象外と記載されていたため、センターが預かり場所として公共施設等を用意することができなかった。また自宅での預かりに対しても利用者の不安があり、制度の利用促進の課題となっていた。
- 女性の活躍を進めていくうえで多様な子育て支援制度を充実していくことが必要であり、ファミリー・サポート・センター事業の拡大に向け提案を行った。
- 提案の実現の結果、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱が改正され、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりも可能であることが明確化されたとともに、会員数要件についても50人以上から20人以上へと緩和された。

*ファミリー・サポート・センター事業とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

取組の成果

- 地域子育て支援拠点等の公的な場所やファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での子どもの預かりも事業の対象であるということが明確化されたことにより、子どもを預かる側、預ける側双方により安心感が生まれ、制度利用の促進が期待できる。
- また、事業開始に必要な会員数が20人へ緩和されたことから、それまで人数要件で事業を行えなかった市町村も事業を行うことが可能となり、地域での子育て支援の環境が充実。子育てしやすい地域・社会の実現への推進が期待される。

高知県内におけるファミリー・サポート・センター数の推移



※H28～30年の会員数50人未満のセンターは、高知県独自の補助事業で支援を実施。R元年以降は国及び高知県の補助事業で支援を実施。
※発足時会員数50人未満であった8センターのうち、3年以内に50人以上となったものが4センターある。残りは、発足から3年未満のセンター。

少子化対策と女性の活躍の場の拡大との一体的な取組

関係者の声

高知県
人権・男女共同参画課



高知県では、平成26年度から女性の活躍の場の拡大を5つの基本政策に横断的に関わる施策として位置づけ、また、平成28年度からは、社会全体(家庭・地域・職場)で子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくりを総合戦略の基本目標の一つに位置づけ、少子化対策とともに取り組んできました。

中でも、子育てをしながら働ける環境を整えていくことは、取組を進めるうえで非常に重要であり、預かり時間などに柔軟な対応ができるファミリー・サポート・センター事業を拡大していくことが必要でした。

しかし、国事業の会員人数要件を満たすセンター数は少ない状況であり、県内の市町村に対して事業実施意向を確認したところ、ニーズがあるにもかかわらず、事業開始時に人数要件を満たすことが難しいという声が多くありました。

また、子どもの預かり場所が原則会員の自宅とされていることについて、「自宅での預かりに不安がある」との会員からの声もあり、平成28年度から独自の支援を開始するとともに、今回の提案を行いました。

提案の実現により、センターの開設数と会員数がともに増え子育て支援制度が充実され、地域での子育て支援の輪が広がりました。



子育て支援センターでの預かりの様子(いの町[ぐりぐらひろば])

子育て支援の充実につながりました!!

関係者の声

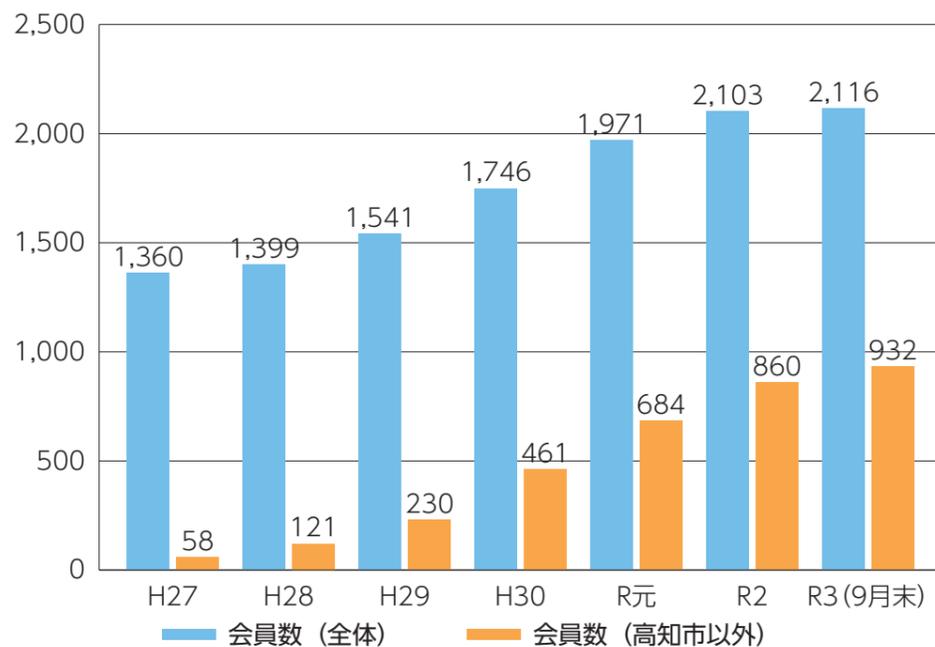
高知県大月町
まちづくり推進課



子育て世代の方からはファミリー・サポート・センターを利用したいというニーズはありましたが、会員数50人以上という要件が課題となりセンターの開設に踏み切れない状況でした。

要件が緩和されたことで新規にセンターを開設することができ、子育てしやすい地域の実現に繋がっております。

高知県内におけるファミリー・サポート・センター会員数の推移



安心して子育ての支援ができました!

関係者の声

預かる方



自分自身が子育て支援センターで託児支援をしていることもあって、自宅で預かるよりもハードルが低くなりました。

月齢にあったおもちゃや本もあり、安全面の配慮がされていて、普段から親子連れで遊びに来るこの場所での預かりは、お互いに安心ができたと思います。

いつもの場所、いつもの人。子どもも安心していきます!

関係者の声

保護者の方



提供会員さんは、日頃、子育て支援センターを利用していたときから、知っていた方ということ、行き慣れた場所で見られる、たくさんの目がある(周りの方も居る)という二重・三重の安心がありました。

どちらかの自宅での預かりだったらお願いしていなかったと思います。

森林所有者の氏名その他の固定資産税情報の内部利用を可能とすることにより、森林法及び森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施に寄与

～森林所有者に関する固定資産税情報の市町村内部利用を可能とする見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」、管理番号「49.64」で検索!

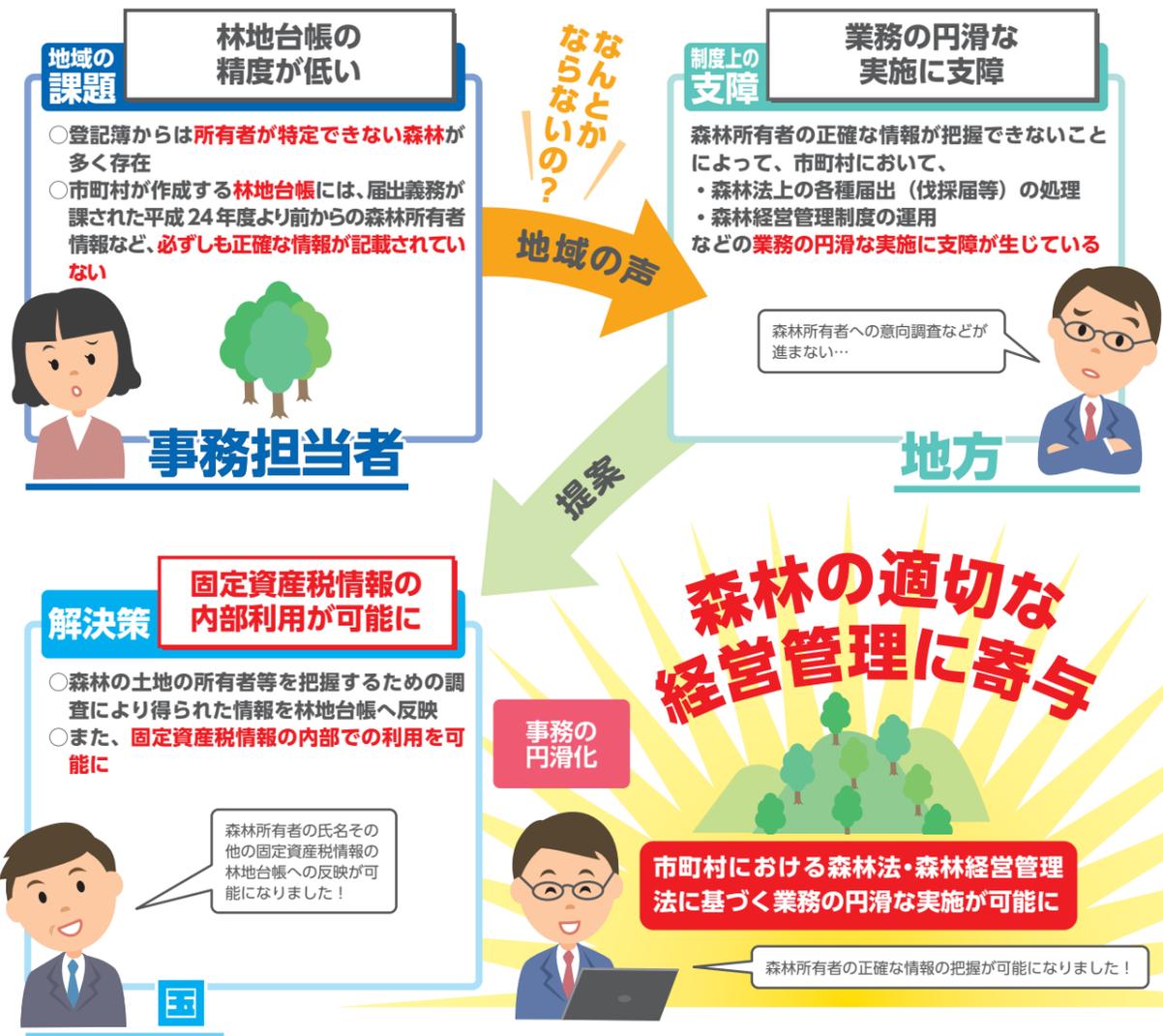
二次元コードからもアクセスできます



ポイント

市町村が実施する森林の土地の所有者等を把握するための調査により得られた情報を林地台帳へ反映するものとされた。これを受け、平成23年度以前に森林所有者となった者に関する固定資産税情報についても市町村内部での利用が可能となり、市町村における森林法・森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施が可能に。

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)による森林法の改正)
(通知 固定資産税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(令和2年6月15日 2林整計第212号)等)



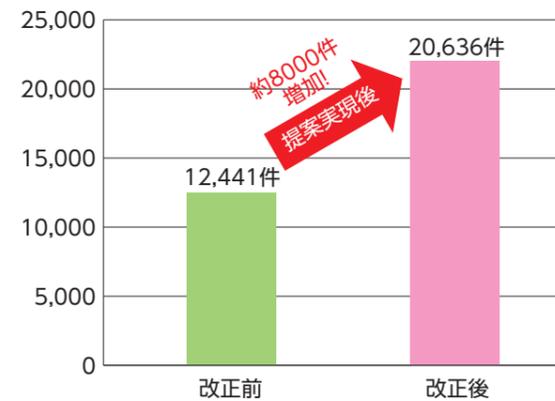
固定資産課税台帳の情報が活用できるようになったことで森林の適切な管理・経営が可能に



取組の概要

- 森林組合や林業事業者等の森林整備の担い手が活用することを目的に、平成31年4月から林地台帳の運用が開始されている。また、この台帳は経営管理が行われていない森林所有者に対して、市町村に経営管理の委託の意向を確認する調査にも活用される予定であった。
- しかし、登記簿上の所有者と現在の所有者が異なるなど、林地台帳の精度が低く活用の幅が限られてしまうことや、現在の所有者の再探索にかかる事務負担など多くの懸念があった。
- 平成24年4月以降に森林所有者となった者の税情報は、市町村林務部局への届出義務があるため秘密にあらず、税務部局が作成する固定資産課税台帳の情報を内部利用できるとされてきた。
- しかし、内部利用できるのが平成24年4月以降に新たに森林所有者となった者のみに限定されており、それより前に森林所有者となった者は固定資産課税台帳の情報を内部利用できず、伐採及び伐採後の造林届出書等の受理が遅延したり、受理自体ができない事態が発生していた。
- そこで、平成24年4月よりも前に森林所有者となった者についても、固定資産課税台帳の情報を内部利用できるようにすることを提案。

取組の成果



登記簿と異なる固定資産課税台帳上の所有者情報の提供数

- 制度改正により、課税部局から固定資産課税台帳に記載された森林所有者情報の提供を受けることが可能となり、登記簿と異なる固定資産課税台帳上の所有者情報約8,000件の提供を受け、林地台帳の精度が大きく向上した。
- これにより、森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査等を円滑に行うことが可能となり、森林の集約化や地域材を利用する産業の活性化等の、今後の森林経営管理に大きな効果が期待される。

今まで分からなかった森林所有者情報を特定できるようになりました!

関係者の声

福井市 農林水産部
林業水産課
副主幹 反保 秀一氏
副主幹 小林 靖和氏
副主幹 漆崎 摩子望氏



この制度改正によって、森林所有者を正確に把握することが可能となり、森林所有者の情報などを整備する林地台帳の精度が大きく向上しました。

森林所有者の情報を正確に把握できたことにより、これまで不動産登記簿を閲覧して行っていた森林所有者の探索作業が不要となり、市町村職員の作業時間の大幅な短縮につながりました。

また、林業事業者が森林整備を進めるために所有者を特定する作業にも林地台帳が活用されていることから、林地台帳の精度向上は市町村職員の業務効率化だけでなく、林業事業者の負担軽減にもつながるものとなりました。



円滑な投票所の設置及び運営が可能となるとともに、市町村の選挙管理委員会の事務負担も軽減!

取組の概要

- 市町村の選挙管理委員会は、選挙における投票が公正に行われることを目的として、各投票所ごとに投票管理者及び投票立会人を選任する必要がある。
- これらの選任要件が当該選挙の選挙権を有する者等に限定されており、選挙の都度、人員確保に苦慮している実態があった。
- このような課題をかかえる複数の地方公共団体から、選任要件の緩和の提案(選挙権を有する者への要件拡大)がなされ、令和元年5月に公職選挙法が改正された。

	各投票所必要人数	職務の内容	選任要件	
			法改正前	法改正後
投票管理者 同職務代理者	各1人	選挙人の確認、投票用紙の交付、投票箱の開票管理者への送致等の投票に関する事務を行う	当該選挙の選挙権を有する者	選挙権を有する者
投票立会人	2人以上 5人以下	投票手続きや投票箱送致の立ち合いなど、投票事務の執行に立ち合い、投票が公正に行われるよう監視	各投票区における選挙人名簿に登録された者	

取組の成果

- 選任要件が緩和されたことにより、より多くの人材から適任者を効率的に確保できるようになり、円滑な投票所の設置及び運営が可能となるとともに、市町村の選挙管理委員会の選挙準備に係る事務負担も軽減された。

市町村の選挙管理委員会からは事務負担が軽減されたとの声を多くいただいています

関係者の声
兵庫県選挙管理委員会
事務局書記
藤田 寛之 氏

投票所の最高責任者である投票管理者は、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であり、各市町村では、選挙事務に係る経験やノウハウが豊富な自治体職員を選任することが多い状況でしたが、現行法では、地方選挙において、近隣市町村に居住する職員を選任できないことから、選挙区内に居住する職員等の減少等によりその選任が困難となっていました。

また、過疎化等により有権者の少ない投票区においては、高齢化等により投票立会人に選任可能な人材が著しく減少し、選挙執行自体に影響を与えかねない状況でした。

多くの県内市町村において、大きな負担となっているという声を受け、早期の提案実現(法律改正)を求めました。

制度改正後は、より多くの人材から適任者を効率的に選任することができるようになり、市町村の選挙管理委員会の選任に係る事務負担も軽減され、制度改正の効果があったとの声を多くいただいています。

また、投票管理者、投票立会人の選任が困難なことを理由とした投票所の廃止がなくなりました。



令和3年10月神戸市長選挙及び衆議院議員総選挙における投票風景

選挙における投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和により、円滑な選挙管理事務の執行に寄与

～投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「30年」、管理番号「11、12、178、179」で検索!

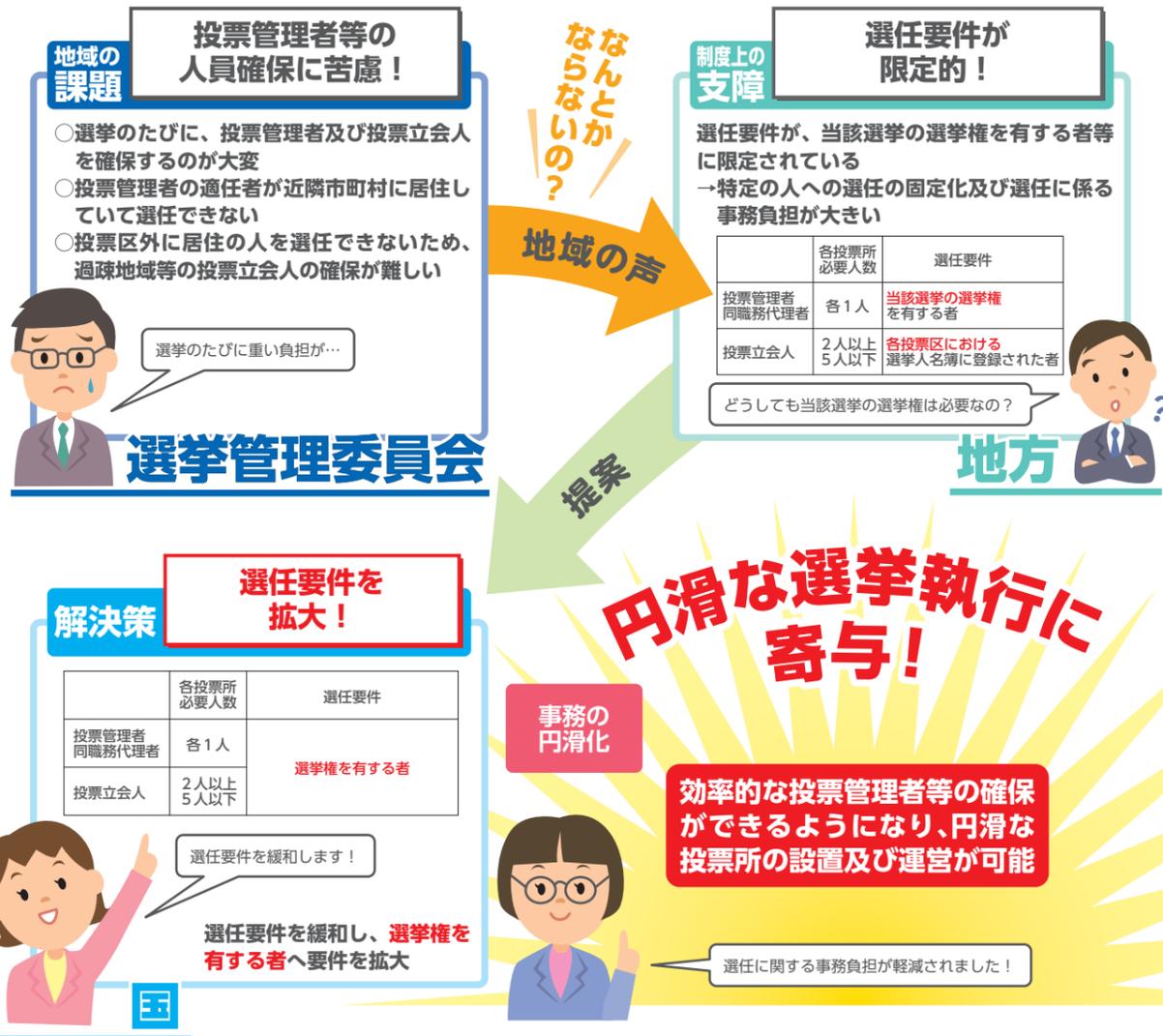
二次元コードからもアクセスできます



ポイント

投票管理者及び投票立会人の選任要件が緩和されたことにより、効率的な投票管理者等の確保が可能となり、円滑な選挙管理事務の執行に寄与

(法律 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号))



長年の課題であった投票管理者等の選任要件の緩和を提案 兵庫県知事選挙、衆議院議員総選挙等において法改正効果を実感!



- 播磨町では、投票管理者には選挙事務に精通した町職員を選任していたが、近年、町外に居住する職員が増加したことなどにより、選任に苦慮していた。
- 投票立会人については、各投票区の選挙人名簿の登録者に広く公募していたが、一部の投票区で応募が集中するため選任できない方が発生する一方で、応募が少なく定員に満たない投票区もあり、このような投票区には改めて自治会に推薦をお願いするなど大きな事務負担となっていた。
- これらの事務負担を何とかできないかと平成29年度に兵庫県町村会及び兵庫県へ相談したことをきっかけに、制度改正の提案を行った。

選任事務が軽減され、他の選挙準備に時間を割くことができました!

関係者の声
播磨町選挙管理委員会 事務局書記次長 安立 圭一 氏



制度改正後初めての選挙となった令和元年7月参議院議員通常選挙では、早速、3人の投票立会人が制度改正の恩恵を受け、全ての投票立会人が公募により確保できました（その後も全ての選挙で公募により確保できています。）。

制度改正直前に執行された町議会議員選挙（平成31年4月）では、投票立会人が定員に満たなかった投票区が全13投票区中で5投票区もあったことからすると、選挙管理委員会事務局及び推薦をお願いしていた自治会の負担も減り、選任事務も約1か月短縮されました。特に令和3年10月衆議院議員総選挙では、非常に短い選挙準備期間でしたが、選任事務が軽減されたことにより、他の選挙準備に時間を割くことができました。

令和4年度は、制度改正後初めての町政選挙（町長選挙）が予定されていますが、投票立会人の選任とともに長年の課題となっていた投票管理者の選任についても、円滑に行うことができる見通しが立ち、これらの提案を行いとてもよかったと感じています。

今回の取組を通じて、地方分権改革・提案募集方式は、現場の声を制度に反映させることができる仕組みであると実感しました。特に兵庫県選挙管理委員会様をはじめ、多くの選挙管理委員会様のご賛同もいただけたことが良かったのではないかと思います。



主提案団体の播磨町選挙管理委員会の皆さま

<R1.5以降の選挙実績>

- R1.7 参議院議員通常選挙
- R3.7 兵庫県知事選挙
- R3.10 衆議院議員総選挙
- R4.6 播磨町長選挙(予定)

大都市圏の投票所の数が多い地域においても、 選挙管理事務の負担が大幅に軽減!



- 川口市では、投票管理者及び職務代理人については、その職務の特性上、豊富な投票事務の経験を要することから、投票事務に従事した経験のある者の中から選任している。そのため、将来的には投票管理者及び職務代理人に選任することができるよう、投票事務従事者全員について、資格要件を満たすことを求めている。
- 投票立会人は380名の人員確保が必要で、投票区ごとに町会・自治会に推薦いただいております。町会・自治会にとっても選任事務は負担となっていました。

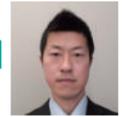
川口市における投票管理人等の必要人数

投票管理者 同職務代理人	190名 (2名×95投票所)
投票立会人	380名 (2名体制×2交代× 95投票所)



**令和3年10月衆議院選挙において、
投票管理者等190名中32名を市外居住者から選任しました!**

関係者の声
川口市選挙管理委員会 事務局選挙係長 木村 誠 氏



川口市は投票所の数も多く、選挙のたびに、投票管理者及び投票立会人を確保することは大きな負担となっていたため、選任要件の緩和は非常にありがたかったです。

選任要件の緩和により、市外へ転出した職員でも引き続き投票事務に従事できるようになり、投票所運営の継続性に貢献しました。

川口市では、法律改正後、令和元年7月参議院議員通常選挙等の4回の選挙を行っております。令和3年10月衆議院議員総選挙においては、投票管理者等190名中32名を市外居住者から選任しました。

また、投票立会人を町会・自治会から推薦していただく際に、投票区を気にしなくてよくなり、町会・自治会長の負担が軽減しました。

令和4年2月には、川口市長選挙が予定されており、選任要件の緩和の効果は非常に大きいと感じています。

<R1.5以降の選挙実績>

- R1.7 参議院議員通常選挙
- R1.8 埼玉県知事選
- R1.10 参議院議員補欠選挙
- R3.10 衆議院議員総選挙
- R4.2 川口市長選挙



川口市内の投票所における投票風景

公害審査委員候補者の 委嘱期間の条例委任により、 事務負担を軽減

～公害審査委員候補者の委嘱期間を都道府県が条例で定めることを可能に～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」、管理番号「55」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能とすることにより、都道府県事務負担の軽減を実現

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)による公害紛争処理法の一部改正)



地域の実情に応じた、 公害紛争処理制度の運用を可能に



取組の概要

- 公害審査委員候補者の委嘱期間は、毎年と定められているが、実際には、1年を超えて再任される候補者が多く、13名中12名の候補者が再任されている状況(提案団体(山梨県)の令和元年の委嘱状況)だった。
- 一方で、職員の人手不足で他業務に圧迫されるなか、短期的に改選手続きが発生し事務負担となっていたことから、地方の実情に応じた公害紛争処理制度の運用が可能となるよう提案を行った。
- その結果、公害紛争処理法の改正を含む第10次地方分権一括法が提出され、令和2年6月3日に成立。一部改正された公害紛争処理法が、令和2年6月10日に施行された。

取組の成果

- 提案の実現を受け、都道府県事務負担が軽減され、事務処理の効率化、地域の実情にあった形での裁量の拡大につながった。

**事務の効率化、職員の負担軽減に繋がり、
他の業務に費やせる時間が確保できました!**

関係者の声

山梨県環境・エネルギー部
大気水質保全課
主任
本田 紘一 氏



公害紛争処理法の一部改正を受け、山梨県知事より、令和2年10月16日付で公害審査委員候補者の委嘱期間を3年とする条例が公布されました。

令和3年3月に、条例公布後の初の公害審査委員候補者の委嘱を行いました。各委員候補とも、3年間の任期でご承諾いただきましたので、今後、同業務にかけていた年間42時間の業務が3年間簡素化され、職員の負担軽減に繋がる見込みです。



山梨県議会議事堂



業務に取組む本田主任

立入検査等に係る身分証明書の統合を可能にすることにより、スムーズな検査を実現

～環境省等所管法令における立入検査等に係る身分証明書の統合～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」、管理番号「95」で検索!

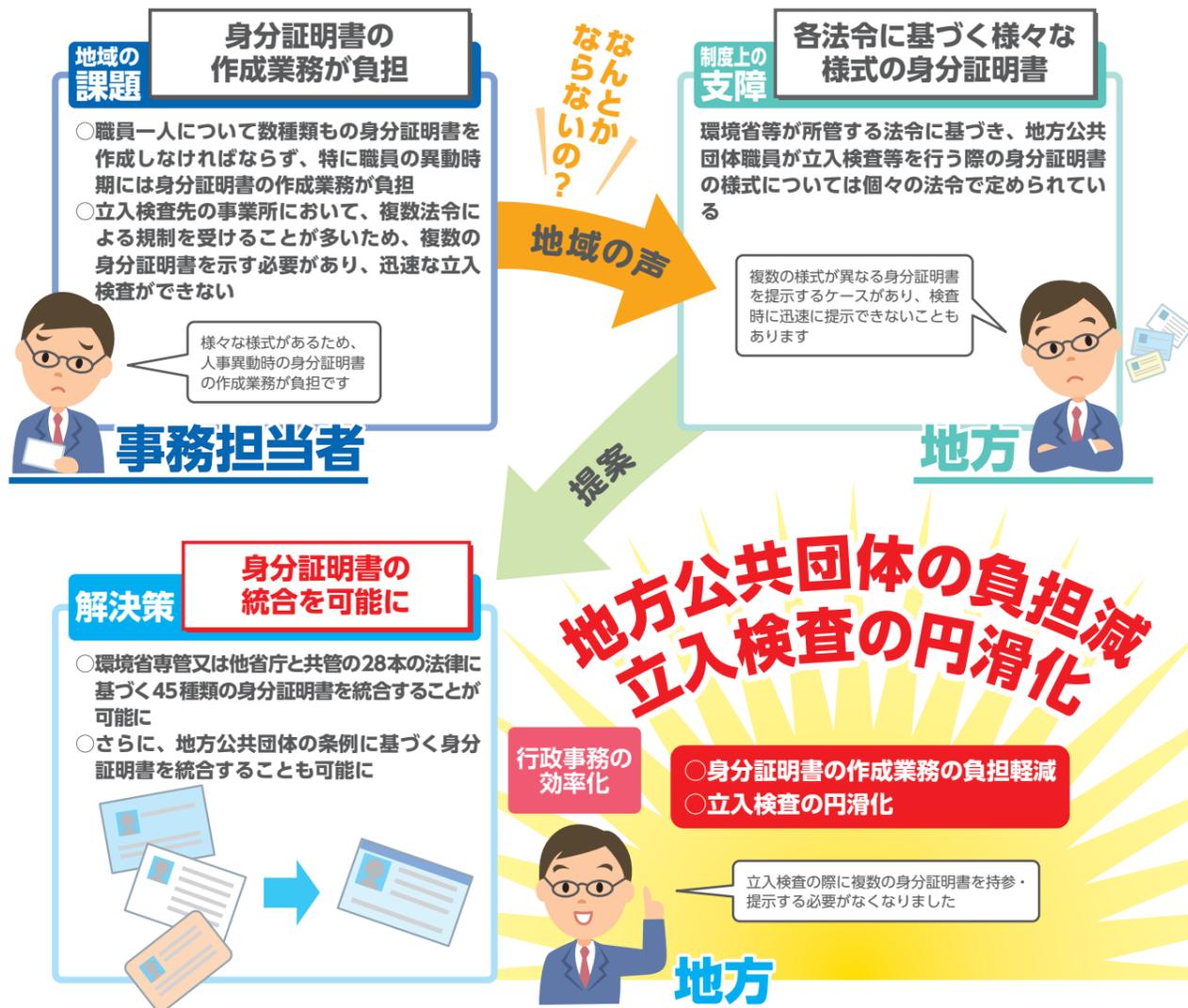
二次元コードからもアクセスできます



ポイント

環境省等所管の28本の法律に基づく45種類の立入検査等の際に携帯する身分証明書全ての統合及び地方公共団体が条例で独自に定める身分証明書の統合を可能とすることにより迅速な立入検査、事務負担の軽減を実現

(省令 環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の名前を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)等)



迅速な立入検査、事務負担の軽減のため、身分証明書の統合を提案



取組の概要

- 愛知県では、一人の職員が複数の環境省等所管法令に基づく立入検査を行うため約20種類もの身分証明書を携帯しなければならず、また、異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じていた。
- 複数の身分証明書の統合について可能な限り少ない枚数に様式を統合することを提案し、この結果、身分証明書全ての統合が可能となった。



愛知県職員による立入検査の様子

取組の成果

- 複数の身分証明書の統合により、常時の立入検査や突発的な事故対応に係る検査をスムーズに行うことができるようになった。
- 身分証明書ごとに異なるサイズの職員写真を複数用意するなどの事務負担が軽減された。



小泉環境大臣(当時)による会見の様子
右手が提案実現後、左手が当初必要だった身分証明書

年度当初は身分証明書発行業務に忙殺されていましたが、身分証明書の統合が可能になったことにより、発行業務の負担が大幅に軽減されました

関係者の声
愛知県環境局
環境政策部
環境政策課
発行担当者



身分証明書を1枚にまとめたことにより、管理が楽になりました

関係者の声
各県民事務所
環境保全課等
立入検査担当者



※本事例を契機に、令和3年10月には、14府省に関連する216法令376種類の身分証が統合可能となっている。

災害援護資金の貸付制度の見直しにより、被災者の生活再建を促進

～災害援護資金の貸付制度の見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「299」、 「30年」管理番号「196、212」で検索！

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

災害援護資金の貸付について、地域の実情に応じ、貸付利率の引き下げ、月賦償還、保証人不要が可能となり、被災者のニーズに合った貸付条件を設定することにより、被災者の円滑な生活再建を促進

貸付利率を条例で引き下げる見直し
 (法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正)
 月賦償還の採用、保証人に関する規定の見直し
 (政令 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第16号))



1. 災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し

取組の概要

- 災害援護資金は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、法定の貸付利率は年3%であった。
- 東日本大震災(平成23年)の際は、貸付利率の特例(原則無利子)が設けられ、岩泉町では12件の貸付があった一方で、平成28年台風10号の際は、同町では東日本大震災の被害規模を大きく上回ったが、貸付利率の特例は設けられず3件の貸付けにとどまった。
- 同町は、被災者に寄り添った支援を行うためには、地域の実情に応じた貸付利率を条例で策定できるようにすることが必要と考え、内閣府に相談し、提案を行った。
- 追加共同提案団体となった他の地方公共団体からも「同様の理由により風水害の被災者が災害援護資金を活用しなかった」との意見が寄せられた。
- 提案を踏まえ、法律改正を行い、地方公共団体が地域の実情に応じて3%以下の利率を設定することが可能となった。

取組の成果

- 岩泉町は、令和元年6月10日付で町の災害援護資金の貸付利率を改める条例を公布・施行した。
 - ・貸付利率
東日本大震災の際の特例に準じ、無利子(保証人無しの場合は1.5%)
 - ・適用対象
平成31年4月1日以降に生じた災害

今後起こり得る大規模災害に備え、被災者が利用しやすい制度を提案

関係者の声

岩泉町復興課
副主幹
熊谷 誠氏



災害援護資金は市町村が被災者に対して生活再建をしていただく上で重要な支援です。しかし、3%固定という市中金利と乖離した実態に驚き、被災直後の住民にとって大きな負担であると感じました。今後起こり得る大規模災害に対し、被災者がより利用しやすい制度とするためには、貸付利率を市町村の実態に見合ったものに変更することが最優先の課題と考えました。提案募集方式を活用したところ、全国各地から共感をいただき、私たちの提案は実現しました。生活再建の促進が叶って本当によかったと感じています。

2. 災害援護資金の月賦償還の採用



熊本市(熊本県)

取組の概要

- 災害援護資金の償還方法は、年賦償還又は半年賦償還のどちらかを選択することが原則となっていた。所得の少ない世帯への貸付けにおいて、年賦償還や半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きいため、被災者にとっては負担が大きく、行政にとっても貸付金の滞納リスクが高いものとなっていた。
- 熊本市では平成28年(2016年)熊本地震の発災により、本制度の利用が増加し、利用者からは月賦での支払いを選択したいとの意見が多くあった。
- このような住民の声も踏まえ、内閣府への相談を経て、災害援護資金の償還方法に月賦償還を加えるべきとの提案がなされた。
- 追加共同提案団体となった他の地方公共団体からも「被災者が利用しやすい制度にすべき」といった賛同の声が上がった。
- 提案を踏まえ、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が改正され、各市町村が償還方法を年賦償還・半年賦償還・月賦償還から選択できることとなった。

取組の成果

熊本市における月賦償還の利用件数は235件であり、全体の償還件数396件の59.3%を占める(令和3年10月時点)。

本制度利用件数の推移(平成28年熊本地震)

貸付年度	H28	H29	H30	R1	R2
貸付件数	409	150	0	0	0

種別平均返済額(令和3年10月時点)

	件数	平均返済額
月賦	235	19,483円
半年賦	89	121,203円
年賦	72	237,132円

月賦償還の利用件数の推移、全体に占める割合

	R2.12	R3.3	R3.7	R3.10
償還件数	408	408	403	396
月賦償還件数	228	231	234	235
月賦償還割合	55.9%	56.6%	58.1%	59.3%

被災者にとって利用しやすい制度であることが重要だと思い提案

関係者の声

熊本市健康福祉政策課主任主事 平山 慶祐 氏



自然災害からの復興・生活再建を推進する中、「被災者の方々にとって計画を立てやすく、利用しやすい選択肢があった方がいいのではないか」と思い、提案に向けて内閣府に連絡しました。

制度改正後に、月賦償還が可能となったことを全利用者に通知したことで、現在5割以上の方が月賦償還を選択され、口座振替を利用しやすくなったことも喜ばれています。熊本市では年賦や半年賦での償還が困難な方に、月賦をご案内する等、利用者の実情に応じた対応をとっています。

3. 災害援護資金の保証人に関する規定の見直し



八戸市(青森県)

取組の概要

- 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は保証人を立てる必要があったが、貸付申請時に被災者が保証人の擁立に苦慮するケースや、保証人が機能しないケースが見受けられた。
- 八戸市はこれを受けて、内閣府へ相談の上で提案募集制度を活用し、災害援護資金制度における保証人に関する規定について、見直しを提案した。
- その結果、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が改正され、保証人を不要としてもよいとする見直しが行われた。
- 各地方公共団体からは「被災者が貸付を受けやすくなった」、「身寄りがない等の理由で保証人を立て難かった被災者に歓迎された」、「債権回収状況が改善した」、「保証人に関する所得調査がなくなり、事務効率化につながった」等の声が上がっており、八戸市の提案を踏まえた見直しの成果は広く波及している。

取組の成果

- 八戸市における保証人を立てない災害援護資金の貸付件数は19件(貸付額41,700,000円)であり、全体の貸付件数41件(貸付額91,100,000円)の約46%を占める(令和3年12月時点)。
- 制度改正を行って以降、収納率は上昇している。

平成23年東日本大震災に係る貸付金の償還が開始した平成29年以降における推移

	H29	H30	R1	R2
収納率(現年度分)	63.9%	72.7%	80.1%	90.8%
収納率(過年度分)	—	0.0%	42.2%	41.0%

セーフティネットは重要だからこそ提案で改善できて満足です

関係者の声

八戸市福祉部福祉政策課 出川 幸平 氏



八戸市を含む各地域は地震や風水害及び雪害など様々な自然災害と無縁ではられません。そのためのセーフティネット施策は極めて重要です。発災は避けられないものとしても、我々としては被災状況確認が済んだ直後から復興や生活再建に着手しなければならず、支援制度の実効性が低いなら、少しでも利便性の高いものに改善していくことができればと思います。結果にはとても満足しています。将来また自然災害が起きた際、速やかな支援ができると思います。

食品の特別用途表示の許可申請における都道府県経由事務の廃止により、利便性を向上、事務負担を軽減

～食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「30年」管理番号「74」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



本事例集の編集にご協力いただいた方一覧

解決事例01 診療所の病床設置を指定都市で手続可能とすることで、手続の利便性の向上と適切な医療提供に寄与

●神戸市 健康局 保健所医務業務課のみなさま

解決事例02 常勤でない医師も診療所の管理者と認められる旨の明確化により、医療提供体制の充実に寄与

●島根県 健康福祉部 医療政策課 主任主事 安井 大輔 様
 ●島根県 政策企画局 政策企画監室 企画員 陶山 崇 様
 ●隠岐広域連立隠岐病院 島の医療人育成センター長・副診療部長・麻酔科部長 助永 親彦 様
 ●大田市立病院 院長 西尾 祐二 様

解決事例03 介護認定に係る調査主体の資格要件の見直しにより、効率的な介護認定に寄与

●所沢市 介護保険課のみなさま ●社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会のみなさま
 ●那覇市 チャーがんじゅう課のみなさま ●特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわのみなさま

解決事例04 中核市における指定障害福祉事業者に関する事務の一体的な管理により、事業者の利便性が向上

●宇都宮市 保険福祉総務課のみなさま

解決事例05 生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とすることにより、収納の利便性が向上

●船橋市 会計課 審査第一係長 細井 亮平 様 ●船橋市 福祉サービス部 生活支援課 石橋 陽 様

解決事例06 放課後児童クラブ職員に関する基準を地域の実情に沿ったものにより、柔軟なクラブ運営の実現に寄与

●延岡市 健康福祉部 こども家庭課 課長補佐 松田 英輔 様 ●延岡市 健康福祉部 こども家庭課 主任主事 吉岡 佳祐 様
 ●ゆりかごWEC児童クラブ 職員のみなさま ●ひがしこ児童クラブ 職員のみなさま

解決事例07 ファミリーサポートセンター事業での子どもの預り場所及び登録人数の要件緩和により、地域の子育て支援環境の充実に寄与

●高知県 総務部 政策企画課 主査 森 翔汰 様 ●高知県 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 チーフ 大倉 圭童 様
 ●高知県 大月町 まちづくり推進課 主任 中平 真帆 様

解決事例08 森林所有者の氏名その他の固定資産税情報の内部利用を可能とすることにより、森林法及び森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施に寄与

●福井市 農林水産部 林業水産課 副主幹 反保 秀一 様 ●福井市 農林水産部 林業水産課 副主幹 小林 靖和 様
 ●福井市 農林水産部 林業水産課 副主幹 漆崎 摩子望 様

解決事例09 選挙における投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和により、円滑な選挙管理事務の執行に寄与

●兵庫県 選挙管理委員会 事務局 書記 藤田 寛之 様 ●播磨町 選挙管理委員会 事務局 書記次長 安立 圭一 様
 ●川口市 選挙管理委員会 事務局 選挙係長 木村 誠 様

解決事例10 公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任により、事務負担を軽減

●山梨県 環境・エネルギー部 大気水質保全課 主任 本田 統一 様

解決事例11 立入検査等に係る身分証明書の統合を可能にすることにより、スムーズな検査を実現

●愛知県 環境局環境政策部環境政策課のみなさま 各県民事務所 環境保全課等のみなさま

解決事例12 災害援護資金の貸付制度の見直しにより、被災者の生活再建を促進

●岩泉町 復興課 副主幹 熊谷 誠 様 ●熊本市 健康福祉政策課 主任主事 平山 慶祐 様
 ●八戸市 福祉部 福祉政策課 出川 幸平 様

ポイント 食品の特別用途表示の許可申請における都道府県経由事務の廃止により、申請者の利便性の向上と都道府県における事務負担軽減を実現

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)による健康増進法の一部改正)

